

【ドイツ】児童付加給付制度改正等による低所得家庭対策—家族強化法—

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 低所得家庭の子供たちへの支援を強化し、公正な社会参加の機会を創出することを目標として、児童付加給付制度の再設計等を行う家族強化法が 2019 年 5 月に公布された。給付額の引上げ、家庭の収入による支給額削減率の引下げ、請求手続の簡易化等が行われる。

1 家族強化法制定

2018 年の連立協定において、連立与党 (CDU/CSU 及び SPD) は、子どもの貧困対策として、「低所得家庭とひとり親のために、児童付加給付を引き上げ、申請を簡単にする。低所得家庭の子どもたちの学用品のための学校スターターパッケージを増やす。」ことで合意していた¹。児童付加給付²は、働いても子供を養育するには所得が不十分な親に対する現金給付であり、学校スターターパッケージとは、学用品購入のため年度ごとに支給する現金給付である。

連邦政府は、2019 年 1 月 10 日に連邦参議院に、2 月 1 日に連邦議会に法案を提出した³。連邦参議院は 2 月 15 日に修正意見を採択し、連邦議会は 3 月 20 日の委員会審査報告書に基づき、翌 21 日に委員会修正案を可決した。連邦参議院は、4 月 12 日に連邦議会の可決法案に同意し、家族強化法 (BGBl. I S. 530)⁴が成立し、5 月 3 日に連邦法律公報で公布された。

2 家族強化法の構成

家族強化法は、全 9 条から成る条項法⁵である。第 1 条 (Artikel) と第 2 条で連邦児童手当法 (BGBl. I 2009 S. 142, 3177) を 2 段階で改正し、第 3 条で社会法典第 2 編 (求職者基礎保障) を、第 4 条で社会法典第 12 編 (社会扶助) を、第 5 条で基準需要算定法 (BGBl. I 2016 S. 3159)⁶ を、第 6 条で基準需要算定法並びに社会法典第 2 編及び第 12 編の改正に関する法律 (BGBl. I 2016 S. 3159)⁷を、第 7 条で連邦参加法 (BGBl. I 2016 S. 3234)⁸を、第 8 条で失業手当 II / 社会手当規則 (BGBl. I 2007 S. 2942) を改正し、第 9 条で施行日を規定する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 9 月 9 日である。

¹ „Ein neuer Aufbruch für Europa. Eine neue Dynamik für Deutschland. Ein neuer Zusammenhalt für unser Land. Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD.“ (Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD. 19. Legislaturperiode), S. 11, 19. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/656734/847984/5b8bc23590d4cb2892b31c987ad672b7/2018-03-14-koalitionsvertrag-data.pdf?download=1>>

² 児童付加給付 (Kinderzuschlag) の制度は、2005 年 1 月の社会扶助 (生活保護) 制度改革において、就労可能な者に対する税財源による最低生活水準保障の制度である求職者基礎保障制度、いわゆる失業手当 II (Arbeitslosengeld II) を社会法典第 2 編によって創設した際に、子の扶養のために親が失業手当 II の受給者に転落することを防止する目的で導入された。齋藤純子「ドイツの児童手当と新しい家族政策」『レファレンス』716 号, 2010.9, p.62. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050289_po_071603.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

³ 審議過程は次を参照。„Basisinformationen über den Vorgang [ID: 19-243054].“ Deutscher Bundestag website <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2430/243054.html>>

⁴ Gesetz zur zielgenauen Stärkung von Familien und ihren Kindern durch die Neugestaltung des Kinderzuschlags und die Verbesserung der Leistungen für Bildung und Teilhabe (Starke-Familien-Gesetz) vom 29. April 2019 (BGBl. I S. 530). 児童付加給付の再構築並びに教育及び参加のための給付の改善により家族及び子供を的確に強化する法律 (家族強化法)。

⁵ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

⁶ Regelbedarfs-Ermittlungsgesetz. 最低生活保障のための給付額の根拠となる基準需要の算定について規定する法律。

⁷ 全 7 条の条項法で、第 1 条が基準需要算定法 (前掲注(6)) である。

⁸ Bundesteilhabegesetz. 障害を持つ人の参加と自己決定を強化する法律 (連邦参加法)。国連障害者権利条約の批准を受けて制定された。

3 家族強化法の内容

(1) 児童付加給付制度改革

2019年7月1日に①から③までが施行され、2020年1月1日に④から⑥までが施行される。

- ① 児童付加給付を、月額最高185ユーロ⁹へ引き上げる（従前170ユーロ）。児童手当¹⁰と合算すれば、最低生活費¹¹の額に達するようにする。
- ② 子の収入は、その45%を児童付加給付から減額する（従前100%減額）。当初の法案では、100ユーロを超える部分はこれまでどおり100%減額するとしていたが、連邦参議院の修正提案が採用され、上限なく減額査定は45%とすることとなった¹²。これにより、特に自ら収入を得ることのできる年長の子を持つひとり親が、児童付加給付を受給しやすくなった。
- ③ 申請は、6か月ごとの認定期間で統一され、給付決定に関する事務手続が簡易化される。
- ④ いわゆる断層崖（収入増によって児童付加給付が急激に減額される金額）が存在したが、所得上限を引き上げて、これを解消する。
- ⑤ 親自身の収入のうち、最低生活費の額を超える部分は、児童付加給付を45%減額させるだけとする（従前50%減額）。
- ⑥ 家族が求職者基礎保障（失業手当II）を受給せず、自身の稼得収入、児童付加給付及び場合によっては最高100ユーロの住宅手当をもってしても、要扶助状態¹³を免れない場合には、当該家族は、児童付加給付を受け取ることができるものとする。

(2) 教育及び参加パッケージ（教育及び参加のための給付）

2019年8月1日に施行される給付増や手続簡易化等は、以下のとおりである¹⁴。

- ① 個人の学用品購入のための給付（学校スターターパッケージ）を、年度当たり150ユーロに増額する（従前100ユーロ）。
- ② 保育施設（Kita）や学校の給食費・通学交通費の自己負担が解消され、無償化される。
- ③ 公的学習支援を受ける権利を、転校リスクと切り離して認める。これまでは学力不足による転校のリスクが差し迫っていなければ、公的学習支援は認められなかった。
- ④ クラブ活動、課外学習等への参加給付を、月額15ユーロに増額する（従前10ユーロ）。
- ⑤ 別々だった修学旅行、通学、給食及び参加給付の申請手続をまとめて簡易化し、さらに、教育及び参加のための給付を現金給付で提供することも原則として可能とする。
- ⑥ 権限を有する機関に集められた適格児童のための修学旅行給付を、学校が精算できるよう、手続を簡易化する。

⁹ 1ユーロは、約121円（令和元年9月分報告省令レート）である。

¹⁰ 児童手当（Kindergeld）は、子ども1人当たり月額として、第1子及び第2子には204ユーロ、第3子には210ユーロ、第4子以上には235ユーロが支給される（2019年7月以降）。„Das Kindergeld“, 01.07.2019. BMFSFJ website <<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/kindergeld/kindergeld/73892>>

¹¹ 最低生活費（Existenzminimum）は、年額で成人9,168ユーロ、子4,896ユーロ（2019年）。„Existenzminimum ab 2019: 9.168 Euro“, 13.11.2018. Deutscher Bundestag website <<https://www.bundestag.de/presse/hib/578520-578520>> 以下を参照。齋藤純子「ドイツの最低賃金規制」『レファレンス』733号、2012.1、p.49。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3480642_po_073302.pdf?contentNo=1>; 同「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』728号、2011.9、p.129。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050701_po_072807.pdf?contentNo=1>

¹² „Starke-Familien-Gesetz, (BundesratKOMPAKT:976. Sitzung am 12.04.2019).“ Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/19/976/976-node.html#top-4>>

¹³ 社会法典第2編（求職者基礎保障）に定める「要扶助（hilfebedürftig）状態」とは、適当な仕事に就いたり、考慮対象となる資産及び収入を利用したりしても、自身の生計を十分に保てない状態をいう（第7条及び第9条）。

¹⁴ „Gesetz: Starke-Familien-Gesetz“, 03.05.2019. BMFSFJ website <<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/gesetze/starke-familien-gesetz/131178>>